

◎報告事項

(1) 7月の行事等の予定について

(各課)

◎その他

(1) 協議事項

・宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の改訂について
(教育総務課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長	令和4年第7回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	(令和4年第6回の会議録を読み上げる)
教 育 長	令和4年第6回の会議録を各委員に諮り承認される。
教 育 長	議第45号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第45号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について、ご説明します。2Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	県も改定ということで、実際に市でも時間数を増やした方がいいというような活用状況なのですか。
学 校 教 育 課 長	令和3年度の実績として延べ587件の事例があがっております。このことは、ヤングケアラーという視点もありますが、福祉関係の機関と連携した回数ということでは674回という状況です。1件につき何回か対応しているので、それぐらい多数の要望もありますので、時間数が増えたことは市にとっても非常にありがたいことです。
教 育 長	より手厚い対応ができるという改正になります。よろしいですか。
委 員	はい。
教 育 長	他に質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第45号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第46号宇佐市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第46号宇佐市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について、ご説明します。4Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)

教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないので、議第46号宇佐市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正については承認とし、次に議第47号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第47号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご説明します。6Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないので、議第47号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については承認とし、次に議第48号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第48号指定校変更について、ご説明します。8Pをご覧ください。今回は学期途中の転居によるもの1件です。なお、登下校は保護者が責任を持ちます。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないので、議第48号指定校変更については承認とし、次に議第49号宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について及び議第50号宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について、一括して学校給食課に説明を求める。
学 校 給 食 課 長	議第49号宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について及び議第50号宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)については、関連がありますので一括してご説明します。9P、10Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないので、議第49号宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について及び議第50号宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)については承認とし、次に追加議案議第51号宇佐市九七式艦上攻撃機保存活用委員会設置要綱の制定について、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長	議第51号宇佐市九七式艦上攻撃機保存活用委員会設置要綱の制定について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 著 員	何か質問はありませんか。
教 委 員	この要綱は、九七式艦上攻撃機のみを指しているのですか。

教 育 長 社会教育課長お願いします。
 社会教育課長 はい。九七式艦上攻撃機のみを指しております。75年という長い間海水に浸かっておりましたので、現在、真水に入れて塩抜きをしているわけですが、最低3年はかかるかと思えます。そのあとの保存処理等について、保存活用委員会を設置してご審議いただきます。

委 員 委員の任期について、資料館等に展示するまでの期間とありますが、新しい資料館等ができるまでということですか。
 社会教育課長 資料館等に展示するまでの期間ということで、新しい資料館の建設は具体的には進んでおりませんので、とりあえず現在ある平和資料館を仮置きとして予定しておりますので、そういったところで展示するまでの期間ということでございます。

委 員 員 だいたい様子はわかりました。
 教 育 長 よろしいですか。
 委 員 員 はい。
 教 育 長 何か質問はありませんか。
 教 育 長 ないようですので、議第51号宇佐市九七式艦上攻撃機保存活用委員会設置要綱の制定については、承認とし、次に、報告第1項7月の行事等の予定について、各課に説明を求めます。
 (詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
 教 委 員 学校訪問について、各学校3、4年に1回の順番で訪問していますが、教職員の管理職が市外からの勤務や異動で入れ替わっていく中で、なぜうちの学校なのかという声があるようです。その辺り少し曖昧になっているのかということを感じました。

教 育 長 小中学校31校ありますので、3、4校と割り当てた時に3年又は4年に1回となったと思えます。今回はお宅ですという形で今言っていますので、その周期についても説明をすれば納得していただけたと思いますが、市外から来られた方には、急に言われたような感じがするということですね。

委 員 員 少し視点は違いますが、地域の方から、昔は1年に1回全学校を訪問していたが、今は3、4年に1回になって、教育委員として学校の様子が変わるのか、1年に1回行かないのはどうしてだというご指摘を受けた経緯がありました。学校現場の忙しさを勘案して市教委が訪問回数を減らしたのかと想像しますが。そういうことを聞きましたので、考える必要があるのかなと思いました。

教 育 長 毎年、市教委が1回、中津教育事務所が2回の訪問となると、学校現場も忙しい状況ですので、あまり負担をかけてはということ

で今のような形になったのではないかと思います。先ほど委員が言われた部分については、ローテーション等しっかり説明していきたいと思います。

- | | | |
|----------------|------------------|--|
| 委
事
委 | 員
局
員
員 | 近隣の市の訪問回数などの情報はどうか。
把握しておりません。他市の状況も問い合わせたいと思います。
そうですね。情報がわかれば、今はそんなに訪問しなくても情報は得られますよとか、こういう状況ですと言えると思うので。
行かない学校のことも、どんな活動をしているのかをホームページで調べたりしますが、熱心に更新している学校と、何年か前のままになっている学校があります。移住や指定校変更などを考えている保護者さんは気になって見たりすると思うので、ホームページの更新はしていただきたいですね。 |
| 学 校 教 育 課 長 | | ホームページについては、今の状況を見て、委員と同じような感想をもちましたので、今月の校長会で、更新、古い情報の削除、個人情報等の留意事項等について話をしたところです。 |
| 教 育 長 | | その辺は指導していているということです。
学校訪問については、学校数が多いのでなかなかすべてということは難しいかもしれません。また、ローテーション以外でも、訪問のご希望があれば、事前にお願ひすれば学校も受けていただけると思います。申し出ていただければ、調整しますので、よろしくお願ひします。 |
| 教 育 長
教 育 長 | | 他に質問はありませんか。
ないようですので、次に、その他で第1項協議事項宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の改訂について、教育総務課に説明を求める。 |
| 教 育 総 務 課 長 | | 宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の改訂について、ご説明します。
最初にこれまでの経過について、説明させていただきます。
(詳細は別紙資料に記載)
本基本方針につきましては、今年2月3日総合教育会議において、方針検討策定しました。議会にも3月議会で報告をしております。3月の校長会において、この方針の説明をし、対象となる11校の校長先生方に、経過報告並びに学校運営協議会委員の増員等のお願いをしました。5月6日に対象11校の校長先生方に再度、今後の学校運営協議会の進め方等について協議をさせていただきました。5月の定例校長会において、現状の動向、今後の流れについて、ご報告をさせていただきました。5月に入り各学校において学校運営協議会を開いていただき、方針に基づいた検 |

討の開始をしていただきました。併せて教育委員会としても、第1回の学校運営協議会の進行状況や進捗状況、委員からのご意見、学校運営協議会を進めていく上での課題について、調査、聞き取りをいたしました。この基本方針が基本的な考え方として、各学校の運営協議会が主体となって、学校のあり方を検討していただくというものでした。提出していただいた調査票は総じて、基本方針の内容を各学校運営協議会において議論すること、結論づけをすることについては非常に難しいというご意見をいただきました。次の学校運営協議会までに何らかの軌道修正なり変更をしないということで、改訂版ということで、見直しをさせていただきたいと思ひまして、今回協議をお願いしたいという状況でございます。

教 育 長
委 員

何か質問や意見はありませんか。

教 育 総 務 課 長

5月6日11校に説明会を開いたということですが、それには過小規模の学校だけが集まったのですか。

委 員
教 育 総 務 課 長

お集まりいただいたのは対象11校の校長先生にお集まりをいただき、今後の進め方等の説明をさせていただきました。

その大半の声がそういう形で出てきたわけですね。

委 員

この6日の日については、直接的に学校運営協議会で議論するのはそぐわないという話は全く出ていませんでした。どういう進め方をしたらいいのか、結論はどこまで出すのか、いつまで結論が必要なのかというような意見はありましたが、学校運営協議会で議論する中身でないという意見は出なかったわけです。実際に各学校で学校運営協議会を開き、その説明を校長先生がした時に、主に委員さんからこの内容は運営協議会で議論する内容ではないのではないかという声が大半だったというところです。

教 育 総 務 課 長

校長先生の考えではなくて、その学校の学校運営協議会の委員から生の声が出たということですね。

そうですね。生の声を校長先生がまとめて集約されたものです。校長先生としても自身の個人的な思いなり考え方の中にはあったかも知れませんが、教育委員会がそういう方針を出したので、その方針に沿ってスタートを切ったところがあるのかもわかりません。そういう状況で、各学校に調査した結果を見ると、そういった意見が多かったということです。

委 員
委 員

我々も相当熟慮しなければいけないなと思ひます。

改訂前の方針が該当校の協議会委員には重責だろうなと思ひていました。教育委員会が、オーガナイザーとして入るとか、地域の人のお話も受けながら主体となって方向づけしないと不安じゃ

ないかと思っていたので、改訂後の方針を見て安心しました。責任と主体性を持って検討とあり、運営協議会委員も増員し意見を聴きやすい状況になっているので、たくさん意見を聴きながら、教育委員会が直接取りまとめた方が話がまとまると思いました。今回の改訂はよかったと思います。

教育総務課長

5月に各学校で学校運営協議会を開くときに、教育委員会が入るべきかどうかは、教育委員会事務局の中では協議しました。結果的には入らなかったのですが、入っていくと統廃合というところが見え隠れするのではないかということで、まずは学校運営協議会に委ねた形でスタートを切って、どういった声が出るのか調査をしたところ、こういう結果が出てきたというところなんです。8月末ぐらいから2回目の運営協議会が始まりますので、それまでに見直しをして、次回、運営協議会開催時に、見直したところについて、教育委員会が各学校の運営協議会に入らせていただいて説明し、ご理解いただきたいと考えております。

教 育 長
委 員

他に質問はありませんか。
統合の是非を学校運営協議会に委ねるのは筋が違うと思うが、文科省の公立小中学校の適正規模適正配置に関する手引きの中には、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現する観点から、市町村が学校統合を検討する場合の魅力ある学校づくりの一環として、「統合の検討プロセスから統合対象各校に学校運営協議会を設置し、合同の協議の場を設け、新たな学校づくりの計画も含めて地域の意見を最大限反映させる」とある。小規模校を存続させる場合の小規模校のデメリットの緩和策等を考えるために運営協議会にと書かれているので、統合問題については、筋が違っても、学校をいかに存続させるか、持続可能にしていくための方策とか、小規模のデメリットをどうやって解消していくのかとかいう部分では、たくさん意見を出して協議してもらおうというのは、運営協議会にお願いをしていいのではないかと思います。直に学校に近いところから出てきた意見というのを、委員会も大事にしないといけないと思います。委員会も、その地域、地域との意見の交流もあるだろうし、運営協議会ともあるので、運営協議会がすべてタッチしないではなくて、そういった学校のデメリットと言われているところを改善していくという協議は続けて欲しいと思います。

教育総務課長

そうですね。学校運営協議会なり、学校協議会の委員の方々にそういったご意見を継続して求めたいと考えております。

教 育 長

よろしいですか。

委員 最終的な責任は教育委員会が持ちます。魅力ある学校づくりについては運営協議会で良く話し合ってくださいという方向で改訂することは大変重要なことだと思います。ある程度の軌道修正は教育行政も柔軟にやっていかなければいけない。今回、学校運営協議会にワンクッションを置いて話をするというのは、非常に民主的な進んだ考えだと思います。軌道修正はこれからもありうると思うし、我々は覚悟しなければならないと思います。昔は、教育行政の市行政が、直接現場の住民に統廃合ありきということで進めてきた。統廃合についてまで学校運営協議会や学校に責任を持たせるはずはない。これからも学校運営協議会は声を出す機関として大事にしたいと思います。だから我々も柔軟に軌道修正するなり、方向づけするなり、積極的に動かなければいけないと思います。

教育委員長 他に意見はありませんか。
この方針を出した時に、学校運営協議会が負わされているという意識になり、もっと教育委員会が主体的にやらないといけないと思われたとしたらこちらの思いとずれていると思います。行政が強く出て統廃合ありきでやっていくことは決して地域住民にとって、学校教育のあり方について、好ましくない。だから、もっと地域の方々の意見を聞きたいということからこういう方針(改訂する前の方針)になったと協議会に説明していかないと感じました。小規模の地域の子供たちの教育を守っていくために、最初の方針は、地域のことを一番よく知る学校運営協議会にしっかりと話し合っていたとすることで、こういう方針にしたが、協議会の皆さんと思いは同じだということです。

教育総務課長 やはり入口のところが一番重要だと思います。学校運営協議会が主体となってというのが前面に出たつくりになっていたのが、今回は見直しておりますが、前回の時も一方的に行政が方向性を出すのではなくて、まずは地域の方のご意見を聞かせていただきたいという思いで策定したところではあります。

委員 それを強調してください。
教育総務課長 その辺がもともと噛み合わなかったのではなく、ちょっとしたところでの行き違いがあったかも知れませんが、根底にあるものは、地域の方々の考え方も教育委員会の考え方も同じですので、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

教育委員長 ご意見を承りたいというところはぶれていないと思います。
策定するに当たっても、受け取り方が本当に難しいと思っていました。運営協議会委員の方たちが先頭に立って、方向づけから決

定まで任されたと思われたのではないか。そうではないということです。多くの住民の声を引き出す受け皿だということだと思います。

教育総務課長

その辺は丁寧に説明していきたいと思っています。

委員

我々委員は、そういう考えです。

教育長

ありがとうございます。

委員

これからも方針は必要があれば軌道修正するべきだし、そうしないと本当の学校づくりはできないと思います。

教育長

それでは、この改訂版の中身についてはよろしいですか。

委員

はい。

教育長

それでは、今後の流れについて、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、今後の流れについてご説明をさせていただきます。本日、本定例教育委員会において、方針の改訂案について協議が整ったということで、ご了承いただきたいと思います。29日に総合教育会議を開催させていただきまして、改訂案について、改訂版として策定をしたいと考えております。その後、7月8日の定例校長会で方針の改訂版の説明をし、対象11校の校長先生方にも改訂版についての考え方や学校運営協議会の関わり等について、説明をさせていただきたいと思います。8月に入りましたら、各学校も第2回目の学校運営協議会が予定をされておりますので、その場に教育委員会が出向き、この改訂版について、ご説明をさせていただきたいと思います。あわせて9月に議会にご説明をいたします。来年の3月に向けて、11校の学校運営協議会なり学校なりから意見要望等を聴取するという形で流れを考えております。意見聴取は、組織としての学校運営協議会から求めることもやってみたいと思いますし、協議会によっては組織として結論づけるよりも委員の意見を個別に出してもらいたいというところがあれば、個別に聴取いたします。必要に応じて出向いたりして双方向のコミュニケーションをとりながら、3月までそれぞれの学校の意見要望をこちらの方で吸い上げていきたいと考えております。一定程度3月までそういうやり取りをして、令和5年度に対象の11校からの意見要望に基づいて、市としてはできる限り事業化していきたいと思いますので、市の施策に反映させていきながら、令和6年度にかけて施策の実施に向けてやっていきたいと考えております。

教育長

今度の総合教育会議については、本日ご協議いただきましたので、その時にまた改めて市長とお話をしていただければと思いま

教 育 長 すので、よろしくお願ひいたします。
教 育 長 その他で質問はありませんか。
事 務 局 ないようですので、次回教育委員会の日程について
教 育 長 次回教育委員会の日程について、7月27日午後2時から34会議室で如何でしょうか。
教 育 長 7月27日午後2時からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第7回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時40分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。